

未来を創る教員養成セミナー
教員Re:Start支援セミナー

令和7年11月20日(木)

教職員の服務

～教員に求められるルールと責任～

学校人事課 義務教育人事係

1

お話のポイント

- ① 教育公務員としての心構えについて確認しましょう
- ② 「服務義務」と「懲戒処分」を確認しましょう
- ③ 児童生徒性暴力の防止に向けて、意識を高めましょう
- ④ 教職員としてSNSの活用について見直しましょう

4

心構え・服務

教育公務員が守るべき義務や規律は、法令で定められています

日本国憲法 第15条第2項

すべて公務員は、**全体の奉仕者**であつて、一部の奉仕者ではない。

教育基本法 第9条

法律に定める学校の教員は、自己の**崇高な使命**を深く自覚し、絶えず研究と**修養**に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

地方公務員法 第30条

すべて職員は、**全体の奉仕者として公共の利益のために勤務**し、且つ、職務の遂行に当つては、**全力**を挙げてこれに**専念**しなければならない。

服務

公務員が勤務する際に遵守すべき義務。

教育公務員として…

教養

適切な判断

倫理観

規範意識

自覚

責任

教育公務員は他の公務員よりもより高い倫理観が求められる
児童生徒の鑑(手本)

5

服務義務

地方公務員は、法令・条例・規則・規定に従う義務があります

※地方公務員法第31～38条

職務上の義務

- ・**服務の宣誓**
- ・**法令等及び上司の職務上の命令に従う義務**
- ・**職務に専念する義務**

※法律や条例に定めがある場合、職務専念義務が免除される場合がある。

身分上の義務

勤務時間外の行為も適用

- ・**信用失墜行為の禁止**
- ・**秘密を守る義務**
- ・**政治的行為の制限**
- ・**争議行為等の禁止**
- ・**営利企業への従事等の制限**

※会計年度任用職員は兼職・兼業が認められる。
※特例が認められている。(教育公務員特例法)

6

不祥事の根絶に向けて 一定の義務違反・違法行為に対しては懲戒処分が行われます

懲戒処分

非違行為の動機や結果、故意・過失の度合いなどを考慮し、処分量定が判断される。

種類

- ・免職
- ・停職
- ・減給
- ・戒告

事由

- ・法令、条例、規則、規定に違反した場合
- ・職務上の義務に違反した場合
- ・職務を怠った場合
- ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

非違行為の例

- 一般服務関係……………**長期間に及ぶ無断での欠勤、遅刻、早退**
虚偽報告、セクハラ・パワハラ 等
- 公金公物取扱関係……………**横領、窃取、詐取、紛失、盜難** 等
- 公務外非行関係……………**殺人、放火、傷害、暴行、わいせつ行為** 等
- 交通事故・違反関係……………**飲酒運転による事故、重大な交通事故** 等
- 監督責任関係……………**指導監督不適正、非行の隠ぺい・黙認** 等
- 児童生徒に対する非違行為……………**体罰、児童生徒性暴力** 等

7

教職員本人等への影響

刑事上の処分

身柄拘束・取調べ・刑罰

行政上の処分

免職・停職・減給・戒告

民事上の制裁

慰謝料や損害賠償の支払



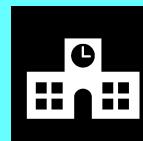
私生活の崩壊 転居・ネット拡散

家族関係の崩壊 別居・離婚

免職・失職・収入減



組織への影響



不信感 イメージ低下

被害者への影響



身体的 精神的 金錢的負担

11

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(通称:「教職員性暴力等防止法」 令和3年6月4日公布、令和4年4月1日施行)

＜主な内容＞

- 児童生徒等の尊厳を保持することが目的
- 教員によるわいせつな行為等を「児童生徒性暴力等」と定義
- 性暴力等は「児童生徒等の権利を著しく侵害」するもの、
「生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大
な影響を与えるもの」
- 同意や暴行、脅迫等の有無を問わず、性暴力等を「禁止」
- 性暴力等の疑いがあると思われるときは、速やかに学校や警察に「通報」
- 失効した教員免許を再交付しないことも可能
- 免許を失効した教員のデータベースを整備

→ 決して許されるものではない。
性暴力等を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならない。

12

児童生徒性暴力等の防止に向けて

- 密室における不必要な個人指導や身体への接触等は絶対にしない。
- 児童生徒への指導や相談については、できる限り 1対1 対応を避け、
複数の職員で対応する。
- 児童生徒、卒業生および保護者と SNS 等による連絡を行わない。
- ネット上に不適切な書き込みや画像等の掲載を行わない。
- 校外において、必要以上に児童生徒と接触をもたない。

13

SNS利用に係る問題行為

不適切な情報発信

- ・児童生徒の顔写真や集合写真の掲載
- ・学校での出来事を実名入りの投稿
- ・差別を肯定する内容の投稿

秘密漏えい：免職・停職・減給・戒告

投稿した写真に写っていた背景や、児童生徒の制服や体育着等から学校名が特定されることがあります。業務上知り得た秘密情報を発信してはいけません。

性的な言動・わいせつな行為等

- ・同僚等への電子メール（性的な内容）等の送付
- ・児童生徒等へのわいせつな言辞等

**セクシアル・ハラスメント：免職・停職・減給・戒告
わいせつな行為等：免職・停職・減給・戒告**

セクシアル・ハラスメントやわいせつな不祥事は、SNSでのやりとりが発端になっていることがあります。

SNSを駆使して収入を得るなどの兼職・兼業は、原則として禁止されています。

不祥事の根絶に向けて 未然防止に努めましょう

誹謗中傷

- ・特定の個人等に対する悪口
- ・児童生徒や保護者等への揶揄

※対象が児童生徒の場合
体罰等(侮辱的な言動)：免職・停職

名誉毀損罪・侮辱罪(刑法230・231条)

何気ないトラブルになるが勤務時間中における私的な利用

勤務時間中は仕事に専念する義務を負っています。

勤務態度不良：減給・戒告

14

SNS利用の留意点

- 1 想定していない人にも閲覧される場合があります
- 2 発信した情報が他人を不快にしてしまうことがあります
- 3 発信した情報を完全に削除することは困難です

教職員による不適切な行為

↓

SNSのやりとりがきっかけ

不祥事の根絶に向けて 未然防止に努めましょう

- 4 匿名の発言であっても、個人が特定されることがあります
- 5 気が付かぬうちに法令違反の発信をしている場合があります
- 6 特定の児童生徒、保護者とのつながりは、誤解を招くおそれがあります

15

朝、いつもより少し寝過ごしてしまった。
通勤中に、車のアクセルを踏む力が少し強くなる。
気がつくとスピードは80km/h超。
ふと道路標識を見ると、制限速度は50km/h・・・。

皆さん、このような経験はありませんか。
他人事には思えない話ではないでしょうか。
このような日常生活の小さな出来事が、
やがては取り返しのつかないほどの大きな事件・事故、
不祥事等につながることがあります。

16

自覚と責任ある行動で、
群馬の子供たちと
未来をともに創っていきませんか

ご清聴ありがとうございました

18